

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和7年10月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 B. C. G

3 代表者の氏名

谷口 郁美

4 主たる事務所の所在地

四日市市水沢町879番地

5 定款記載の目的

この法人は、地域住民に対し、子育て支援及び高齢者支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和7年10月20日 ～ 令和7年11月3日

特定非営利活動法人 B. C. G 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 B. C. G という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対し、子育て支援及び高齢者支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 配食サービス提供事業
 - ・ 子ども食堂の運営による食事・配食提供
 - ・ 高齢者への配食・買い物代行サービス
- (2) 講習会・イベント開催事業
 - ・ 子育て支援に関する講習会や交流イベントの開催
 - ・ 高齢者向けの健康・生活支援講座の開催
 - ・ 世代間交流を目的とした地域イベントの企画・運営
- (3) 地域ふれあい促進事業

- ・子どもと高齢者が共に参加できる居場所づくり
- ・地域住民のボランティア参加を促進する活動
- ・地域の孤立防止を目的とした見守り活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体でなければならない。
- (2) 入会希望者は、入会申込書を文書にて代表理事に提出するものとする。
- (3) 代表理事は、正当な理由がない限り正会員としての入会を認めるものとする。
- (4) 代表理事は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。
- (5) 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき、又はこれらの者と関係を有することが判明したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人 以上
 - (2) 監事 1人 以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
 - 3 監事は総会で、理事は理事会において選任する。
 - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事及び副代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事及び副代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第15条** 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第17条** 役員が次のいずれかに該当する場合には、監事は総会、理事は理事会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条** 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 総会は、必要に応じて、インターネット等の通信手段を用いたウェブ会議（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）

により開催することができる。この場合、出席者は、通信環境を通じて参加した者を含むものとし、定足数及び議決権の取扱いは、通常の出席者と同様とする。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条項第1項第2号、3号及び、第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録の署名は、書面による記名押印のほか、電磁的方法による署名（電子署名）をもって代えることができる。
- 5 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - (2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事会は、必要に応じて、インターネット等の通信手段を用いたウェブ会議(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。)により開催することができる。この場合、出席者は、通信環境を通じて参加した者を含むものとし、定足数及び議決権の取扱いは、通常の出席者と同様とする。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条2項及び次条第1項第2号、3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 議事録の署名は、書面による記名押印のほか、電磁的方法による署名（電子署名）をもって代えることができる。
 - 4 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - (2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に係る資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用みなす。

- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに残存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

(電磁的方法による意思表示等)

第52条 この法人における委任状、同意書その他の意思表示に関する書類は、必要に応じて、電磁的方法（電子署名、電子メール、クラウド上のフォーム等）により作成・提出することができる。

2 前項の方法による意思表示は、書面によるものと同等の効力を有するものとする。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	谷口 郁美
副代表理事	谷口 大輔
理事	鈴木 正二
理事	森 直樹
理事	森沖 竹司
理事	石井 和昭
監事	横田 紘治

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から令和9年4月30日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
- ① 入会金 2,000円
- ② 年会費 0円
- (2) 賛助会員
- ① 入会金 0円
- ② 年会費 1口1,000円
(1口以上の任意の口数、振り込みの場合の手数料は本人負担)

役員名簿

特定非営利活動法人 B. C. G

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
監事	ヨコタ コウジ 横田 紘治	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
理事	スズキ ショウジ 鈴木 正二		無
理事	イシイ カズアキ 石井 和昭		無
理事	モリ ナオキ 森 直樹		無
理事	タニグチ ダイスケ 谷口 大輔		無
理事	タニグチ イクミ 谷口 郁美		無
理事	モリオキ タケシ 森沖 竹司		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、地域社会において子育て世代や高齢者が抱える課題は多様化・深刻化しており、孤立や不安を感じながら生活する人々が増えています。特に、子どもたちの居場所不足や高齢者の社会的孤立は、地域のつながりの希薄化と密接に関係しています。

私たちは、子どもたちと高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、世代を超えた交流と支え合いの場を創出するため、特定非営利活動法人B. C. Gを設立することとしました。

「Bonds for Children & Generations～子どもたちと世代をつなぐ絆～」という理念のもと、地域の子どもや高齢者に対する福祉支援、社会教育、まちづくり活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与してまいります。

2 申請に至るまでの経過

本法人の設立に向けて、令和4年12月に地域づくりマイスター養成講座を修了し、有志による勉強会や意見交換を重ねてまいりました。地域の子育て支援団体や高齢者福祉関係者、自治会、ボランティア団体などとの連携を図りながら、実際のニーズを把握し、活動の方向性を検討してきました。

令和5年2月からは、地域の高齢者を対象としたパソコン教室を週1回のペースで開催し、デジタル機器への理解促進と交流の場づくりに取り組んでいます。また、子どもたちを対象としたイベントも年3回実施しており、特に毎年7月に開催している「子育て応援イベント」では、地域のボランティアと協力し、子どもたちに向けた沢山のプレゼント提供や遊びの企画を通じて、笑顔あふれるひとときを創出しています。令和7年から小学校へ「カイロ」の寄付活動をはじめました。

令和7年9月には、設立準備会を発足し、定款の作成、事業計画の立案、役員候補者の選定などを行いました。これらの準備を経て、令和7年9月27日に設立総会を開催し、法人設立の意思を確認するとともに、定款及び役員体制を正式に決定いたしました。

今後は、地域住民の皆様とともに、子どもたちと高齢者が笑顔で過ごせる居場所づくりと、世代を超えた絆の形成に取り組んでまいります。

令和7年 9月 28日

特定非営利活動法人 B. C. G

設立代表者 氏名

谷口 郁美



令和7年度事業計画書

(法人成立の日 ～ 令和8年 3月 31日)

特定非営利活動法人 B. C. G

1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度においては、理念である「子どもたちと世代をつなぐ絆」を社会に広める基盤づくりを重視する。短い事業年度であるため、活動の周知・信頼関係の構築・将来の事業展開に向けた準備を中心に行い、特定非営利活動に係る事業に専念する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数
地域ふれあい促進事業	地域の孤立防止を目的とした見守り活動 子どもと高齢者が共に参加できる居場所づく	法人成立の日 ～令和8年3月 31日	地域交流拠点	3	地域住民 20人
講習会・イベント開催事業	世代間交流を目的とした地域イベントの企画・運営	同上	地域交流拠点	8	地域住民 50人

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 B. C. G

1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度において基盤整備と理念の周知に努めた。次年度は、その成果を踏まえ、子どもと高齢者をつなぐ交流活動本格的に展開する。特に、学校や地域団体との連携を深め、寄付や助成金を活用しながら持続可能な活動体制を整えることを重点とする。また、広報活動を強化し、より多くの市民に本法人の理念を共有することで、世代を超えた共感と参加を広げることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数
地域ふれあい 促進事業	地域の孤立防止を目的とした 見守り活動 子どもと高齢者が共に参加でき る居場所づくり	年度内 随時	地域交流拠点	3	地域住民 40 人
講習会・イ ベント開催 事業	世代間交流を目的とした地域イ ベントの企画・運営	同上	地域交流拠点	8	地域の子ども 400 人
配食サービ ス提供事業	子ども食堂の運営による食事・ 配食提供	令和 8 年秋頃 から	地域交流拠点	10	地域の親子 600 人

令和7年度 活動予算書
法人成立の日から 令和8年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 B. C. G

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	22,000		
賛助会員受取会費	10,000	32,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	40,000	40,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
地域ふれあい促進事業収益			
講習会・イベント開催事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			72,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	10,000		
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費	40,000		

保険料			
講師謝金			
雑費	10,000		
その他経費計	60,000		
管理費計		60,000	
経常費用計			60,000
当期経常増減額			12,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			12,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			12,000

令和8年度 活動予算書
令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 B. C. G

(単位:円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	200,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000	250,000	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	430,000		
受取民間助成金	150,000	580,000	
4. 事業収益			
地域ふれあい促進事業収益			
講習会・イベント事業収益			
配食サービス提供事業事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			1,030,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	2,000		
旅費交通費			
消耗品費	400,000		
賃借料	50,000		
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料	60,000		
講師謝金			
雑費			
その他経費計	512,000		
事業費計		512,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	10,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	20,000		
賃借料	200,000		
研修費			
通信費	48,000		
印刷費	20,000		

保険料			
謝金・協力金	120,000		
講師謝金			
雑費	10,000		
その他経費計	478,000		
管理費計		478,000	
経常費用計			990,000
当期経常増減額			40,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			40,000
前期繰越正味財産額			12,000
次期繰越正味財産額			52,000